

建設業年末年始労働災害防止強調期間

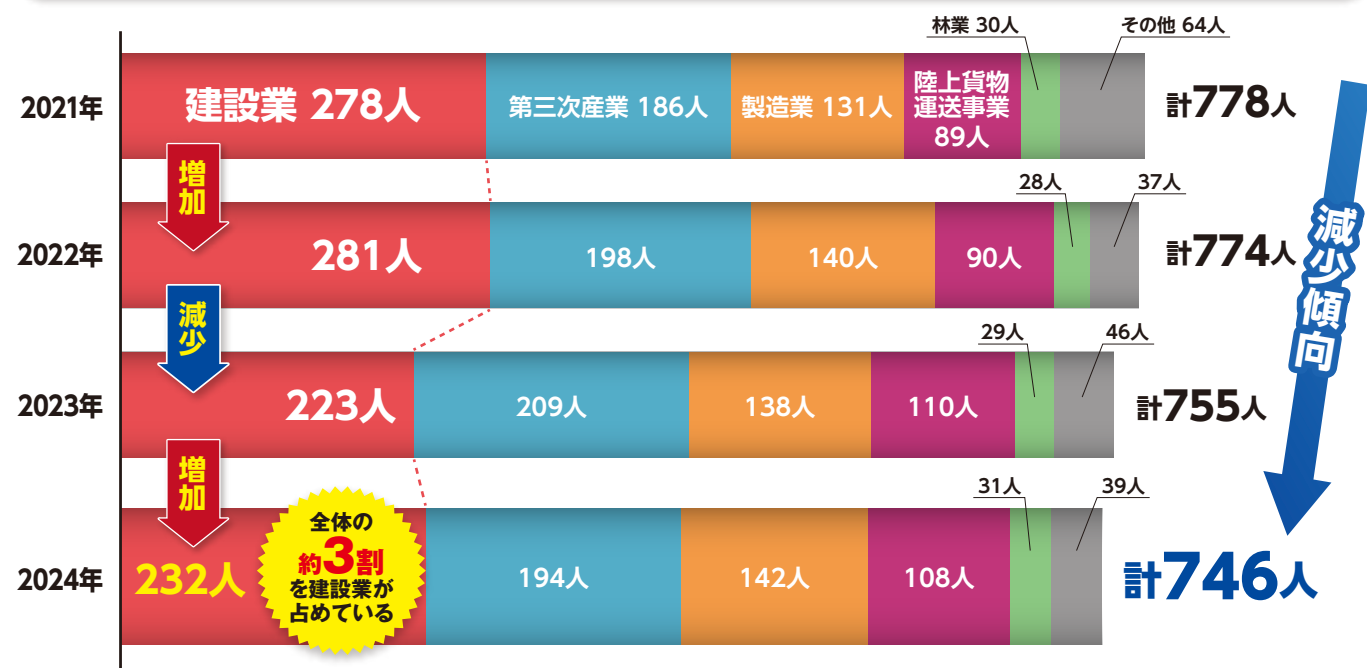
参考:「建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領」(建災防)を加工して作成

スローガン **無事故の歳末 明るい正月**

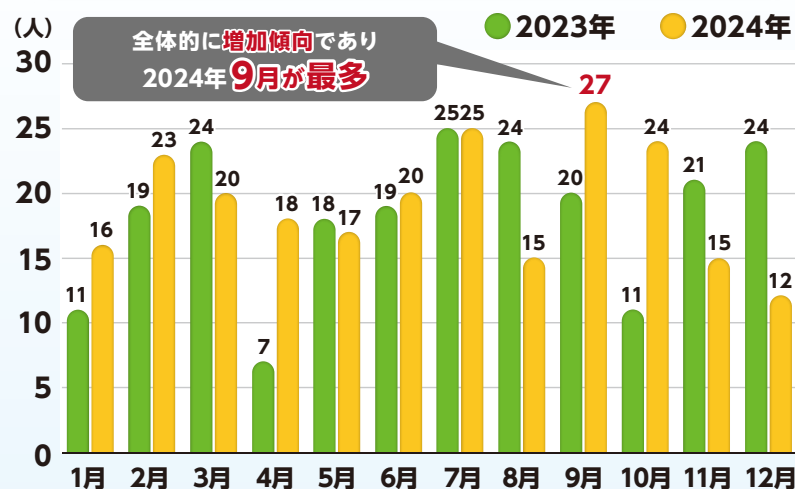
期間 2025年12月1日～
2026年1月15日

参考:「労働災害統計」(厚生労働省) (<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.html>)を加工して作成

業種別 死亡災害発生状況



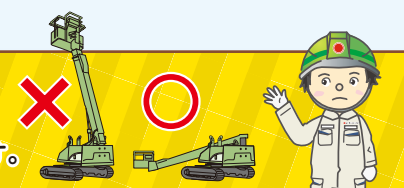
建設業における月別死亡災害発生状況



事故の型別死亡災害発生状況 建設業 2024年 ワースト5

順	事故の型	2023年	2024年	比較
1	墜落・転落	86	77	-9 ↓
2	崩壊・倒壊	18	30	12 ↑
3	はさまれ・巻き込まれ	13	25	12 ↑
4	激突され	10	21	11 ↑
5	交通事故(道路)	25	18	-7 ↓

今月のベからず **作業装置を保管時、上げたままにするべからず**
高所作業車などの作業装置を上げたままにしておくと、作業装置が下がる恐れがあります。



● レンタルのニッケン

ホームページでも最新情報をお届けしています。是非ご覧ください。

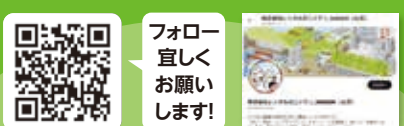
レンタルのニッケン 検索

安全ニュースのご活用についてお願い

弊社は皆様の、安全作業に関するよりよい情報をご提供するため、安全ニュースの製作・配布に取り組んでおります。下記、ご理解いただき、ご活用いただけますようお願い致します。

- 安全ニュースの一部または全部において、個人・法人を問わず、弊社および引用先(各種団体など)の許諾を得ずに、いかなる方法においても、営利目的にて、無断で販売・複製・貸貸・加工・加筆および、公衆送信(インターネットやそれに類した送信)などを利用して提供することを禁じております。
- 弊社は、本紙の内容において如何なる保証も行いません。
- 本紙内容にて発生した障害および事故についても、弊社は一切責任を負いません。

● レンタルのニッケン 公式 情報発信中!



安全ニュースで取り上げて欲しい題材やご意見ご要望などがございましたらeメールをご活用ください e-mail: nikken@rental.co.jp

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



● レンタルのニッケン

お客様の安全作業のために。

安全ニュース

Safety news

2025年
12月号
No.288

編集・発行

株式会社レンタルのニッケン
安全部/営業支援部

お問い合わせ

TEL.03-6775-7811

特集 建設業年末年始労働災害防止強調期間

- 飲酒運転による死亡事故件数の推移
- 盗難防止対策POINT
- 飲酒運転根絶のために
- 建設業年末年始労働災害防止強調期間

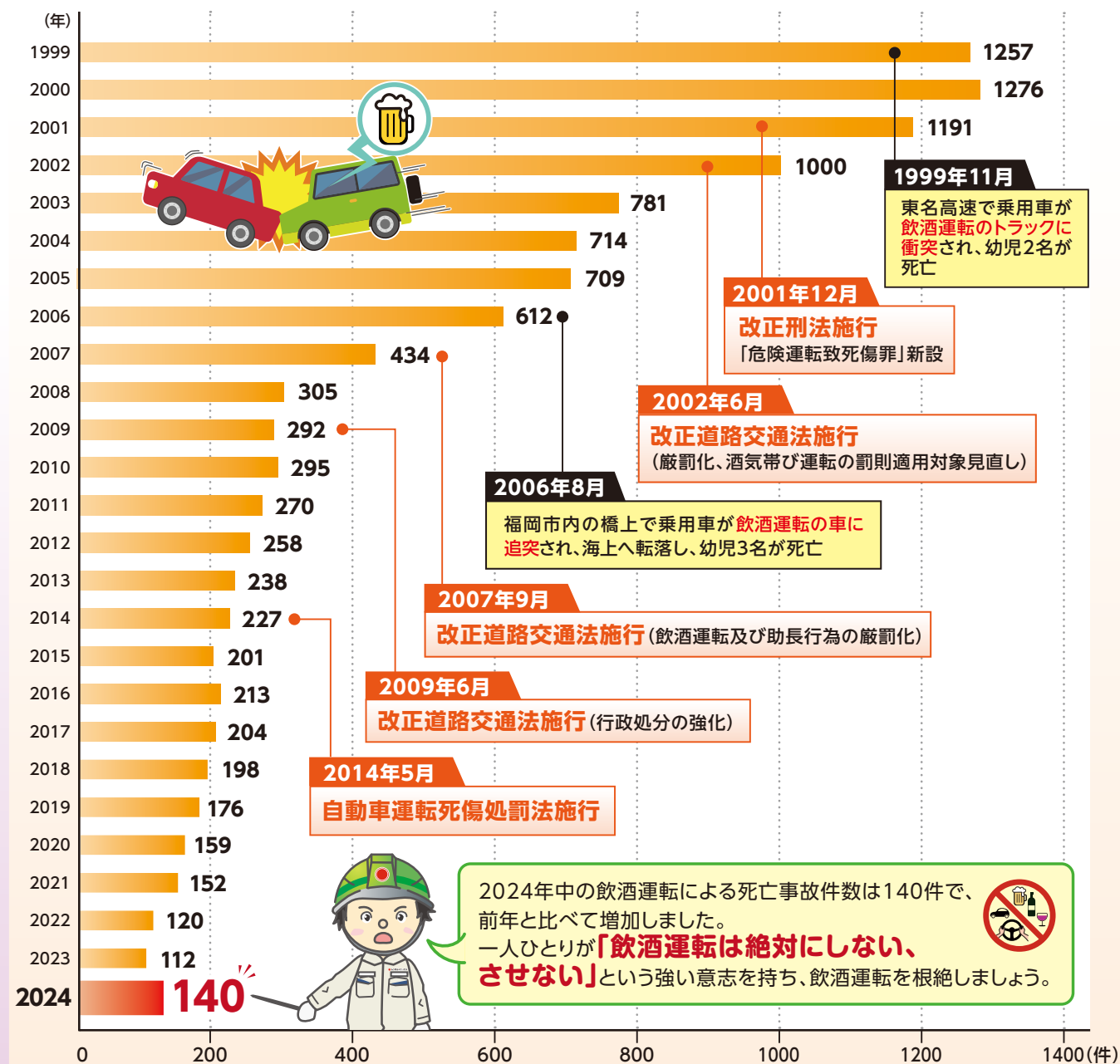
2026年
1月号の予告

新年のご挨拶

飲酒運転による死亡事故件数の推移

参考:「みんなで守る「飲酒運転を絶対にしない、させない」」(警察庁) (<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/info.html>)を加工して作成

一般原付以上運転者(第1当事者)の飲酒死亡事故件数の推移(1999年～2024年)



※「飲酒死亡事故」とは、第1当事者の飲酒状況が酒酔い、酒気帯び、基準以下、検知不能のいずれかに該当する場合の死亡事故をいいます。

★ ホームページにも掲載しております！是非ご覧ください。★

飲酒運転根絶のために

参考:「みんなを守る「飲酒運転を絶対にしない、させない」」(警察庁) (<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/info.html>) を加工して作成

飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が!



酒酔い運転※1



酒気帯び運転



**自転車も
含まれます!!**

行政処分

- 基礎点数…**35点**
- 免許取消し…**欠格期間3年**※2、3

罰則

運転者
5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

車両等の提供者
5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

行政処分

- 呼気中アルコール濃度0.15mg/l 以上、0.25mg/l 未満
- 基礎点数…**13点**
- 免許停止…**期間90日**※2

罰則

運転者
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

車両等の提供者
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者
2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

※1 「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。
※2 前歴及びその他の累積点数がない場合。
※3 「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が、運転免許を再度取得することができない期間。

参考:「自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化」(警察庁) (https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/R6_leaflet_jitensya.pdf) を加工して作成

2024年11月1日 道路交通法の改正 自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され罰則の対象に。
※停止中の操作は対象外

違反者
6ヶ月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合
1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転及び幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が。

違反者
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

自転車の提供者
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者
2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

➡ **運転中のながらスマホ、酒気帯び運転** は自転車運転者講習制度の対象になります。

参考:「2024年11月自転車の「ながらスマホ」が罰則強化!「酒気帯び運転」は新たに罰則対象に!」(政府広報オンライン) (<https://www.gov-online.go.jp/article/202410/entry-6604.html>) を加工して作成

こんな運転も 禁止です!

- **傘さし運転**(5万円以下の罰金等)
- **並進運転**(2万円以下の罰金又は料料。「並進可」の標識があるところを除く。)
- **2人乗り**(5万円以下の罰金。都道府県公安委員会規則の規定で認められている場合を除く。)
- **イヤホンやヘッドフォンを使用するなどして安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態での運転**(5万円以下の罰金)

● レンタルのニッケン

盗難防止対策POINT

簡易的な鍵やチェーンでは壊されてしまう。

ナイター機は「発電機」だけ盗難にあうことがある。

仮囲い・チェーンなどで養生をしても盗難にあうことが多くある。

POINT!

鍵やチェーンは強固な物を使用し、小型発電機等は目立たない様に・倉庫へしまう等保管には注意が必要です。

こんなものが狙われています!

※参考:弊社のレンタル品における被害状況データ

その他の内訳

ケーブル類が**約9割**を占めています。

直近1年間における盗難商品

測量機器関連 12.2%

車両 10.2%

発電・溶接機 8.2%

照明器関連 4.1%

その他 65.3%

防犯機器の設置

- 警報器
- 防犯カメラ
- センサーライト

さらに…設置の表示をして抑止力に!

小型商品・工具類は倉庫へ

- 工具類はなくなった場合すぐわかるよう整理整頓して収納する

車両・機械への対策

- 確実にキーを抜く
- イモビライザーを装備
- バッテリーを取り外すなどエンジンがかからない措置をする
- アウトリガを張り出して駐車する
- タイヤロック、ハンドルロックをする

第三者の立入禁止措置

- ガードマン等による現場巡回の実施
- 門扉の内側にアウトリガ付きの車両を置く
- 防犯センサーの設置

～不審者を見かけたり被害にあった場合は直ちに警察に通報しましょう～

● レンタルのニッケン